平成２３年（フ）第１５５２号
福岡市城南区別府６丁目19番２―101号
債務者　西村　達夫
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５５９号
福岡県春日市岡本５丁目114番地ストークハイツＳ102号
債務者　竹田香奈子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３９号
北海道苫小牧市美園町３丁目４番25号　アーバンハイツ３―205号
債務者　本田　　翼
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１４４号
北海道苫小牧市有珠の沢町５丁目14番７号
債務者　島貫　　渉
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第８１号
茨城県取手市戸頭７丁目７番７―501号、前住所東京都大田区南馬込３丁目33番13―104号
債務者　青木　圭一
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
茨城県牛久市刈谷町２丁目73番地６アーバン旭牛久14番館101号室、前住所茨城県牛久市牛久町3079番地14
債務者　佐藤　恵美
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
茨城県稲敷市江戸崎甲2981番地４亀山住宅
債務者　宮本　　尚
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４３号
茨城県龍ケ崎市8799番地、前住所茨城県土浦市木田余東台２丁目23番10号松浦住宅
債務者　助川　君子（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２８１号
山梨県南巨摩郡南部町中野4857番地２
債務者　柄澤美惠子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８２号
山梨県甲府市飯田５丁目14番14号
債務者　大澤　浩隆
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８７号
山梨県甲府市大里町180番地３
債務者　駒田　忠久
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９０号
山梨県中央市山之神1793番地16
債務者　折原　　敦
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９１号
山梨県中央市山之神1793番地16
債務者　折原　　泉
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
宮城県大崎市古川稲葉字土手内105―３トーヨーハイツ208、住民票上の住所宮城県大崎市古川師山字寺東27番地１
債務者　青沼　政江
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
宮城県大崎市古川中里４丁目16番５号　ハイツフォレストⅢ―102号、従前の住所宮城県大崎市古川中里５丁目10番55号　グリーンハウス原田102号
債務者　佐藤　まみ（旧姓武山）
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第９号
福島県相馬市中野字寺前246番地の６　メープルハウスＱ号室
債務者　奥山　和代
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第３４号
福島県相馬郡新地町今泉字蒲庭東３番地の２
債務者　菅野久仁彦
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
福島地方裁判所相馬支部